

## 神戸市外国語大学デジタル戦略委員会規則

2023年4月1日

規則第74号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学(以下「大学」という。)に、神戸市外国語大学デジタル戦略委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、神戸市公立大学法人情報化推進基本方針(2023年4月規則第19号)に基づき、大学のデジタル戦略に関する以下の事項について審議する。

- (1) 情報基盤及び情報教育環境の整備・更新・改善及び改良にかかる方針策定に関する事項
- (2) 各業務システムの整備・更新・改善及び改良に関する事項
- (3) 教室等の情報メディア設備の整備・更新・改善及び改良に関する事項
- (4) その他、デジタル戦略に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の委員で組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
  - (2) 学長が指名する教員4名
  - (3) 大学事務局次長、総務グループ課長、学生支援・教育グループ課長、研究所グループ課長、学術情報グループ課長
- 2 前項に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
  - 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長をおき、学長が指名する副学長を充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員会は、必要に応じて、その審議の結果を教育研究評議会等に報告するも

のとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、大学事務局総務グループにおいて行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 神戸市外国語大学デジタル戦略委員会規程（2018年4月規程第3号）は、廃止する。